

H24 年度 海外制度調査

ブラジルにおける代理店・販売店保護に関する法律と  
契約締結時の留意点に関する調査

2012 年 7 月

日本貿易振興機構（ジェトロ） サンパウロ事務所

## 目次

1.	代理店保護・販売店保護に関する法律 .....	1
(1)	1965年付12月9日付法令4,886号(販売代理法) .....	1
(2)	2002年付1月10日付民法10,406号710~721条 .....	1
(3)	1979年付11月28日法令6,729号(販売委託法) .....	1
2.	法令の概説 .....	1
(1)	1965年12月9日付法令4,886号(販売代理法) .....	1
(2)	2002年1月10日付民法10,406号710条~721条 .....	7
(3)	1979年11月28日付法令6,729号(販売委託法) .....	9
3.	最近の法改正動向 .....	16
4.	契約の登録に関わる手続き .....	16
5.	代理店・販売店と契約を締結する際の留意点 .....	17

別添 連邦販売代理人評議会代理店契約書雛形(仮訳)

# ブラジルにおける代理店・販売店保護に関する法律と契約締結時の留意点に関する調査

## 1. 代理店保護・販売店保護に関する法律

代理店・販売店保護に係る法令としては、以下の3つの法令が存在する。

### (1) 1965年付12月9日付法令 4,886号（販売代理法）

URL : [http://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/leis/l4886.htm](http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/l4886.htm)

販売代理業の規定・規制を行う法令

### (2) 2002年付1月10日付民法 10,406号 710～721条

URL : [http://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/leis/2002/l10406.htm](http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2002/l10406.htm)

代理契約の基本的な要件を規定する法令

### (3) 1979年付11月28日法令 6,729号（販売委託法）

URL : [http://www.planalto.gov.br/ccivil\\_03/leis/L6729.htm](http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/L6729.htm)

自動車の製造業者・ディーラー間の販売委託に関する法令

## 2. 法令の概説

上記に挙げた3つの法令につき、法令ごとに内容を説明する。

### (1) 1965年12月9日付法令 4,886号（販売代理法）

#### A. 基本的な考え方

同法令は初めて販売代理業務を規制した法令であり、1992年5月8日付法令 8,420号にて内容の改正が行なわれている。同法令が制定された背景として、同法に精通した弁護士によれば、それまで販売代理契約や代理人に対する販売の制限等に関する規制・保護を取り扱う法令がなく、代理人に対する保護が不足していたためとしている。よって同法令にて契約書の内容、販売代理依頼主と販売代理人の権利・義務を定め、

各州に販売代理人評議会を設置、同評議会に監査・管理のできる機関として権限を与えることで販売代理業というものを規制し、また販売代理契約の契約者の保護を行っていると考えられる。

## **B. 適用範囲**

販売代理活動が適用対象となっており、この販売活動につき以下のように定義している。

◆労使関係を有しない個人・法人により、単数あるいは複数人によって、継続的に、製品の提案と注文を代理し、代理依頼主に伝達することで、売買の活動を行うか行わないかに関わらず、商品取引の実現のための仲介を実行するもの。（第1条）

よって、様々な分野において上記の定義に当てはまる活動を行っている場合には販売代理活動とみなされ、同法令が適用されることが考えられる。

## **C. 契約当事者に求められる要件**

### **<販売代理人に対する要件>**

◆活動を行っている地域の販売代理人評議会に登録されていること（第2条）

※販売代理人として登録する場合には下記のことを地域の評議会に提出する必要がある。（第3条）

- a) 身分証明書
- b) 兵役の終了証明書（候補者が義務付けられている場合）
- c) 投票法の要件が満たされていることを証明するもの
- d) 最近10年間に在住した裁判区域の犯罪登記所により発行された犯罪経歴書
- e) 組合費の支払証明書

◆販売代理業を実施することができないものでないこと（第4条 a）

◆復権を得られていない破産者でないこと（第4条 b）

◆中傷・虚偽・詐欺・横領・密輸・強盗・窃盗・売春や免職を伴う刑法上の違反による有罪判決を受けたものでないこと（第4条 c）

◆販売代理人評議会に罰則として登録が抹消されていないこと（第4条 d）

- ◆契約書にて取り決められている規定を遵守すること。（第 27 条）
- ◆販売代理人は取引の拡大と製品の販売促進するよう販売代理業に専念し、販売代理依頼主が要求した場合には、責任範囲の取引の進捗状況につき詳細な情報を提供しなくてはならない。（第 28 条）
- ◆販売代理人は販売代理依頼主より書面で承認がない限り、値引き・割引・支払期限の延長を行うことができない。（第 29 条）
- ◆販売代理人が販売代理依頼主の名において合法的に販売代理業を行うことができるように、書面にて承認の要求を行なう。販売代理人は取引に関するクレームに注意を払い、販売代理依頼主に対して報告し、クレームに関する予防策を提案すること。（第 30 条）
- ◆独占代理契約を想定し、販売代理人には実現された取引に対するコミッションを販売代理依頼主から直接的あるいは間接的に受け取る権利が発生する。（第 31 条）
- ◆販売代理人は注文・提案に対する顧客から販売代理依頼主への支払時にコミッションを受け取る権利を獲得する。（第 32 条）

#### <販売代理依頼主に対する要件>

- ◆契約書にて取り決められている規定を遵守すること。（第 27 条）
- ◆支払期限につき取り決められていない場合には、販売代理依頼主は税務伝票の写しに則って売上の清算を行った月の次月 15 日までに販売代理人に対しコミッションの支払を行わなければならない。（第 32 条 1 項）
- ◆販売代理人より伝達された提案・注文の拒否を行う猶予期間が代理契約書にて定められていない場合には、次に定められる期間内に文書にて拒否を表明しなかった場合、販売代理依頼主は個々のコミッションを販売代理人に対し支払う義務が発生する。拒否を行う猶予期間として販売代理依頼主の所在地に対し、購入者の住所が同市内の場合 15 日間、同州内で同市外の地域の場合 30 日間、他州の場合 60 日間、外国の場合 120 日間が与えられる。（第 33 条）

## D. 独占契約の定義

同法令内にて独占契約の定義について明確には述べられていないが、第 31 条において独占は明確な取り決めがない場合には認められないとしていることから、契約書の記載事項により独占の内容が定められる。よって以下に示す第 27 条の契約書の記載事項を考慮すると、3 パターンの独占契約の形式が存在することが考えられる。一つ目は独占区域を定めて販売代理業務を行うパターンで活動を行う地域・分野が限定される

場合、このパターンでは必ずしも当該販売代理依頼主のみに活動を行わなければならないわけではなく、他社の製品の販売代理業務も行うことが可能である。二つ目は販売代理依頼主に対してのみ販売代理を行うパターンで、この場合他社の製品の販売代理業務を実施してはならない。3 つ目は前の 2 つのパターンが重複するケースである。

#### <独占に関する契約項目>

◆代理業務が実施される独占区域の指示（第 27 条項目 d）

◆独占区域・分野の保証の有無と保証内容（第 27 条項目 e）

◆独占区域の制限が正当化されるケース（第 27 条項目 g）

※代理依頼主により独占区域を制限することのできる特別なケースを提示。例えば急激な人口増加により需要の増加が見られ、1 者の販売代理人ではその需要に対応しきれないと代理依頼主が判断した場合、独占区域を制限し、追加で 1 者の販売代理人を設定することができるといった内容が考えられる。

◆販売代理依頼主に対してのみの独占的な代理業務か否か（第 27 条項目 i）

## E. 契約の終了および更新に関する条項

同法令では、販売契約の破棄について 2 つの形態を定義している。

#### <不当な理由による破棄>

◆契約者による無期限に取り決められた契約書あるいは契約開始から 6 カ月以上経過した契約書に対する正当な理由のない破棄の通告があった場合、契約書内に他の保証内容の記載がある場合を除き、通告者は最低 30 日前の事前通告あるいは最近 3 カ月間において販売代理人により得られたコミッションの 3 分の 1 と同額の支払が課せられる。（第 34 条）

#### <正当な理由による破棄>

◆販売代理依頼主による販売代理契約破棄の正当な理由としては以下の条件が与えられている。（第 35 条）また、契約破棄のために正当な理由が発生している場合に限り、損害の補償として販売代理依頼主は代理人に対するコミッションの支払を停止することができる。（第 37 条）

- a) 契約書に由来する義務の履行における販売代理人の怠慢
- b) 販売代理依頼主の商業上の信用を失うような行為の実施
- c) 販売代理契約に関わる義務の不履行

- d) 中傷罪と考える犯罪の有罪の最終判決
- e) 不可抗力

◆販売代理人による販売代理契約破棄の正当な理由としては以下の条件が与えられている。(第 36 条)

- a) 契約書の条項に反する販売代理人の活動の権限の損失
- b) 契約書に独占について記載されている場合に、直接的・間接的な独占の損失
- c) 通常の活動を不可能とすることのみを目的とした販売代理人の区域に関する価格の不当な設定
- d) 適した期間(※)での報酬の未払い
- e) 不可抗力

(※) 筆者注：「適した期間」とは、同法あるいは契約書で規定された期間を意味する。

なお、販売代理契約の破棄に対する正当な理由として社会福祉の医療補助の恩恵を享受している販売代理人の一時的な障害については規定しない。(第 45 条)

#### <更新に関わる条項>

契約の更新に関わる条項としては下記の 2 つの規定が存在する。

◆期間が限定された契約書において、期間を一度延長した場合には、暗黙上あるいは自明に、無期限の契約となる。(第 27 条 2 項)

◆無期限であるなしに関わらず 6 カ月経過していない契約書を引き継ぐ契約書は全て無期限のものみなされる。(第 27 条 3 項)

これらの規定によれば、一度目の契約書については期間を限定した契約で問題ないが、契約書の期間の延長(更新)を一度でも行った場合には、その契約は無期限でなくてはならない。また契約開始から 6 カ月間を経過していない契約書を破棄し、新規に販売代理契約書を作成する場合にも、新規の契約書は無期限でなくてはならない。

筆者注：この 6 カ月間という期間は、先に記述した不当な理由による破棄の条件が関わっていると考えられる。つまり、無期限の契約書あるいは 6 カ月間以上経過した契約書の不当な理由による破棄では、事前通告や最近 3 カ月分のコミッションの 3 分の 1 の額を支払わなくてはならないという代償が生じるが、6 カ月未満ではこれらの代償が規定されていないことから、何度でも契約を破棄することができてしまうことになる。しかし上記の第 27 条 3 項があることで、6 カ月未満の契約書を破棄し、契約を引き継ぐ場合には、無期限の契約でなくてはならないため、次に不当な理由によって破棄があった場合には必ず代償が発生するように設定されていると考えられる。

## **F. 契約終了のための紛争解決手段**

◆紛争の解決手段として、民事訴訟法の第 275 条に規定される手順に則り簡易裁判所の管轄を除く一般裁判所（最高裁判所を除く裁判所）あるいは販売代理人の所在地を管轄する裁判所にて判決を受けることができる。（第 39 条）

筆者注：通常一般裁判所での裁判となると当事者の管轄の裁判所にて行うが、条項に一般裁判所あるいは販売代理人の所在地を管轄する裁判所と記載することにより、販売代理人の所在地を管轄する裁判所以外でも一般裁判所であれば判決を受けることができるという解釈が可能となるため「販売代理人の所在地を管轄する裁判所」の条件が付け加えられていると推定できる。

## **G. その他代理店もしくは販売店と契約を検討する日本企業が理解しておくべき事項**

◆販売代理契約には一般的な要件とその他の契約者間の合意事項に加え、以下の内容につき必ず記載されていなければならない。（第 27 条）

- a) 代理業務の一般的な条件・要件
- b) 販売代理業務を行う製品・商品の特有・特殊な指示
- c) 代理業務の契約期間（一定期間・無期限）
- d) 代理業務が実施される独占区域の指示
- e) 独占区域・分野の保証の有無と保証内容（一部/完全保証、保証期間）
- f) 売買の成立と販売代理依頼主による販売金額の受領により生じる代理業務実行における報酬と支払時期
- g) 独占区域の規制が正当化されるケース（条件）
- h) 契約者の義務・責任
- i) 販売代理依頼主に対してのみの独占的な代理業務か否か
- j) 第 35 条に記載される場合を除く契約破棄時による代理人に対する補償（総額が代理業務を実施した期間の中で得られた合計報酬の 12 分 1 を下回ってはならない）

◆契約上の明確な禁止がない場合には、販売代理人は 1 者以上の企業のために活動を行うことができ、他の職務あるいは他の販売網に従事することができる。（第 41 条）

◆代理業務に係るサービスの実行に関し他の販売代理人を契約する権利が販売代理人に与えられる。この場合、契約を請け負った販売代理人に対するコミッションの支払は、契約を行った販売代理人に支払われる（元々の）販売代理依頼主からのコミッションに由来してはならない。（第 42 条）

◆販売代理契約における支払保証（Del Credere）の条文の記述は禁止されている。（第 43 条）

## (2) 2002年1月10日付民法10,406号710条～721条

### A. 基本的な考え方

同法令に精通する弁護士によれば、同令の710条～721条は代理契約に関し永久不変の基本的な要件を規定しており、どのような形態で従属関係なく継続的に責任を負うのか、代理業務に関する定義、契約破棄などの権利の供与などを定めている。ただし特別法（販売代理法、販売委託法）が存在する場合には、同報告書で述べる販売代理法や販売委託法などの規定も適用されることが想定され、また後に法改正動向として述べるが、前に述べた法令4,886号と混同するため、現在商法改正案により民法10,406号の規定内容を無効とし1965年付法令4,886号の販売代理法に一本化しようという試みが行なわれている。

### B. 適用範囲

同法令では代理・流通契約について規定しており、この契約について下記の通り定義しているため、同内容が適用範囲と考えられる。

◆代理契約によって、特定の人物は、継続的に、また従属関係を有さず、報酬と引き換えに、他者のために、特定の区域内で、決められた取引の成立における仲介を、代理人が売買成立のための事柄を実施する意向がある場合には流通を業務とし、促進する義務を負うことになる。（第710条）

### C. 契約当事者に求められる要件

#### <代理人に対する要件>

◆代理人は販売代理依頼主より受取った指示に応じ、課せられた義務において、専念して行動しなくてはならない（第712条）

◆相違する規定がない場合には、代理・流通に関わる全ての費用は代理人・流通業者の負担とする。（第713条）

#### <販売代理依頼主に対する要件>

販売代理依頼主の代理人に対する報酬の支払義務に関し下記の条項が存在する。

◆特別な取り決めがない限りは、代理人・流通業者は、当人が干渉していない取引であったとしても、取り決められた区域内で成立した売買に対する報酬を受け取る権利を有する。（第 714 条）

◆販売代理依頼主に責任のある事実により売買の成立を断念した場合にも、代理人に対し報酬を支払わなくてはならない。（第 716 条）

◆正当な理由により契約の破棄が行なわれた場合においても、受けた被害による損害の発生にかかわらず、代理人は販売代理依頼主に対して行われた有効なサービスに対する報酬を受け取る権利を所有する。（第 717 条）

販売代理依頼主に対する補償の支払の義務に関し下記の条項が存在する。

◆代理人・流通業者は、販売代理依頼主が正当な理由なしに代理の対応の中止あるいは契約の継続に対し非経済的になるように従わせた場合には、補償を得る権利を所有する。（第 715 条）

また次に述べる独占・契約破棄に関する条項が課せられている。

## D. 独占契約の定義

独占契約に関しては下記のように規定されている。

◆特別な取り決めがない限り、販売代理依頼主は、同様の委託業務で、同じ区域に 1 者以上の代理人を同時に設定してはならない。また代理人は他の販売代理依頼主のために同類の取引を取り扱う役務を引き受けてはならない。（第 711 条）

## E. 契約の終了および更新に関する条項

無期限の契約の破棄については下記のように規定されている。

◆代理人の過失がなく契約の破棄があった場合には、特別法において規定されている補償に加え、代理人は売買未成立の案件も含めて支払義務の発生している報酬を受け取る権利を所有する。（第 718 条）

※特別法：この場合では販売代理法、販売委託法

◆契約期間が無期限であった場合、契約者は 90 日間の事前通告を受けることができる。ただし、この期間は代理人に要求される投資の種類と規模に適した経過期間を設定するものとする。契約者間で意見の相違があった場合には、判事が期間と支払金額の妥当性を決定する。（第 720 条）

筆者注：投資の種類に適した期間とは、例えば金融機関から貸し付けを受けており、利子が多い場合や貸付期間が長かった場合、契約を破棄するにあたり代理人に対して大きな負担となるため、期間を長く設定するなどを考慮した期間のことで、投資の規模に適した期間とは、投資規模が大きければ大きいほどそれだけ補償が大きくなければ合理的でないため、その投資規模を考慮した期間のこと。

また不可抗力による業務の停止に関して下記の通り定められている。

◆代理人が不可抗力により業務を継続することができなくなった場合には、死亡の場合における相続人に対する権利の相続も含め、代理人はすでに実現された業務に対する報酬を受け取る権利を所有する。（第 719 条）

なお、同法令では一定期間の契約の破棄、更新に関しては規定されていない。

## **F. 契約終了のための紛争解決手段**

契約終了の紛争に関しては上記でも説明した第 720 条でのみ言及されており、判事が妥当性を決定するとしていることから、法廷にて解決することが可能ということのみ示している。法廷に関する条件については、同法令に記載されていないため言及することはできないが、この場合は特別法である販売代理法が適用されると考えられる。その場合、最高裁判所以外の裁判所が対象となる。

## **G. その他代理店もしくは販売店と契約を検討する日本企業が理解しておくべき事項**

◆代理・流通契約には委託・コミッションに関わる規則、特別法の規定が適用される。（第 721 条）

### **(3) 1979 年 11 月 28 日付法令 6,729 号（販売委託法）**

#### **A. 基本的な考え方**

自動車の製造者とディーラー（流通業者）間における自動車の販売委託契約に関する権利・義務を定めており、製造者・ディーラーや販売委託の定義から契約事項、補償などに関し、詳細に渡り規定されている。同法令は自動車の販売委託契約の特別法と考えられ、同法令の対象となる場合、これまでに述べた 2 つの法令に代わり、同法令の規定が優先されることになると想定される。

## B. 適用範囲

同法令の適用範囲は、製造者とディーラー間の自動車の販売委託となっており、以下第1条にて規定され、また第2条により第1条の規定で表現される名称の定義を定めている。ただし、第2条1項にて定義した製造業者により製造されない付属品・農業機械は同令の対象から除外される（第2条2号にて規定）。また第3条にて販売委託の対象が規定されている。

### <同法令の適用範囲の定義>

陸路用の自動車の流通業務は、契約の規定・条項の取り決めに反することなく、同法令によって規定された製造者と流通業者間の販売委託を通じて実行される。（第1条）

### <製造者・流通業者の定義>

製造業者：自動車の製造・組立を実施する製造会社（第2条1号）

流通業者：新品の自動車・付属品・構成部品の販売、製品に関するテクニカルサポートの提供、活動に関する他の役割を実施し、それぞれの経済的な分野に所属する販売会社（第2条2号）

※経済的な分野：自動車分野、トラック分野、農業機械分野など

### <自動車、付帯品、構成部品の定義>

自動車：陸路用の乗用車、トラック、バス、トラクター、オートバイ、その他類似品（第2条3号）

付属品：各製品の機能の相互作用のもと自動車に取り付ける機械・用品（第2条4号）

構成部品：自動車を構成する部品・部品セット、標準装備の付属品（第2条5号）

### <トラクターの定義>

トラクター：農業向けでかつ他の用途にも使用が可能であるトラクター、ただしクローラートラクター、モーターグレーダー、また他の用途での道路工事車両は除く。

（第2条1項b号）

### <農業機械、農業器具、認可サービスの定義>

農業機械：収穫機、脱穀機など、その他農業向けの動力を所有する製品あるいはトラクターに装着、また外部の動力により機能する類似の装置（第2条6号）

農器具：プラウ、ディスクハロー、草刈り機、その他農業向けの用具（第2条7号）

認可サービス：自動車ユーザーに対しサポートサービスを提供する販売会社、また部品・構成部品を販売する企業のこと。（第2条8号）

## <販売委託の対象>

- ◆製造者により製造・供給された自動車・付属品・部品の販売（第3条1号）
- ◆顧客対応・点検も含めた製品のテクニカルサポートの提供（第3条2号）
- ◆メーカーを識別するための製造者のメーカーブランドの無償での使用（第3条3号）

## C. 契約当事者に求められる要件

### <ディーラーに求められる要件>

◆新品の自動車・付属品・構成部品の販売、製品に関するテクニカルサポートの提供、活動に関する他の役割を実施し、それぞれの経済的な分野に所属する販売会社（第2条2号）

◆ディーラーの販売権利として以下のものが規定されている。（第4条）

- ・第3者により製造・供給される新品の付属品・構成部品
- ・自動車・付属品・販売委託活動向けの商品
- ・あらゆるメーカー（特定なし）の中古自動車・付属品

また販売代理と両立しうる他の商品の販売と他のサービスの提供が可能と定められている。

◆販売委託には、メーカーの取り決めにおいてディーラーによる強制的な構成部品買い取りのパーセンテージの設定を可能とする自動車部品購入の純正指数も含まれる。（第8条）

※純正指数：ディーラーは年間の部品購入金額のうち、メーカーによって決められたパーセンテージに値する金額分をメーカーから直接部品を購入しなくてはならない。同指数はこのパーセンテージを示す。

◆ディーラーの注文と製造業者による製品供給は販売委託の割振り台数に対応し、また自動車部品購入の純正指数の枠が適用される。（第9条）

◆ディーラーは新車の再販を目的とする販売は禁じられ、消費者への直接的な販売のみ実施することができる。ただし、同一メーカーの販売網におけるディーラー間の取引あるいは外国市場に向けたものである場合は例外とする。（第12条）

## <製造業者に求められる要件>

- ◆自動車の製造・組立を実施する製造会社（第2条1号）
- ◆自動車：陸路用の乗用車、トラック、バス、トラクター、オートバイ、その他類似品（第2条3号）
- ◆製造業者はメーカーの市場予想に則って、製品ごとに次年度の国内市場向けの生産量を推定すること。（第7条1号）※ディーラーへの販売委託台数の割振りのため
- ◆製造業者は定められた期間内にディーラーからの注文に対応しなくてはならない、もし対応しなかった場合には、ディーラーは注文をキャンセルすることができる。（第9条2項、3項）

## D. 独占契約の定義

独占契約に関し明確に規定されていないものの、以下に独占に関係する条項を挙げる。これらの条項によると、ディーラーは新車販売に関し他社製品の販売は禁じられている。また活動区域、店舗の設定場所の制限がある。ただし第3者により供給される付属品・構成部品、他メーカーの中古自動車の販売に関する制限はない。製造業者は同一の地域に1者以上のディーラーを設定してもよく、新規の販売委託契約を締結することも可能となっている。

- ◆販売代理委託は他の製造業者より製造・供給された新車の販売を禁ずる。（第3条1項b号）
- ◆ディーラーの販売権利として以下のものが規定されている。（第4条）
  - ・第3者により製造・供給される新品の付属品・構成部品
  - ・自動車・付属品・販売委託活動向けの商品
  - ・あらゆるメーカー（特定なし）の中古自動車・付属品
- ◆販売委託には下記のものが付随する。（第5条）
  - ・ディーラーが業務遂行にあたり責任を所有する活動区域（1号）
  - ・市場のポテンシャルの基準によって決められる同一メーカーの販売網におけるディーラーの店舗間の最低距離（2号）
- ◆1つの地域に同一メーカーの販売網にて1者以上のディーラーが設定されていてもよい。（第5条1項）
- ◆ディーラーは、直接的あるいは代表者の仲介のもと区分された地域外における活動の実施を禁じつつ、販売委託契約にて定められた条件下で陸用の自動車・付属品・部

品・農業機械の販売とそれらに関係したサービスの提供を実施する義務を負う。（第5条2項）

◆消費者は、自由な選択で、どのディーラーにおいても同令の定める商品・サービスを購入する手続きを行うことができる。（第5条3項）

◆ディーラーの補償、あるいはメーカー保証によって義務化されているメンテナンスサービスを行う認可サービスの基準・条件についてはメーカーの取り決めによって決定される。ただし上記の消費者の自由選択に関する権利を制限するような規定は禁止される。（第5条4項）

◆製造業者は次の場合において新規の販売委託契約を締結することが保証されている。（第6条）

- ・限定された地域におけるメーカーの新車市場において製造業者と販売網間で決められた契約上の正当な条件が生じた場合。
- ・終了した販売委託による欠如を補完する場合。

◆販売区域、店舗間の最短距離の固定、支店・施設の開店について取りきめること（第19条5号）

◆様々に区分された地域における構成部品の販売について取り決めること（第19条6号）

◆製造業者は、新車の流通を除き、認可サービスの名称のもと自動車修理会社・部品販売業者とサポートサービスの提供あるいは製品の販売の契約を行うことができる。（第28条）

## **E. 契約の終了および更新に関する条項**

契約の終了・更新に関する条項を以下に示す。

◆契約の取り消しを可能とする条件につき以下に示す。（第22条）

- ・契約者間の合意あるいは不可抗力
- ・販売委託開始時に定められた契約期間の満了、ただし契約の更新が行われなかったものとする。
- ・契約当事者の活動の中断も含めた、同法令の規定、契約書の取り決めの違反における、被害者による申し出。

◆第21条1号にて決められた契約（期間限定の契約）の更新を行わない製造業者にはディーラーに対する以下の義務が発生する。（第23条）

・流通網への販売価格にて、新品の自動車・純正品として梱包された構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。ただし販売価格は買い取り時の現行価格とする。(1号)

・不動産を除き、製造業者は文書にて購入を定めるか購入の承認を行い、異議を唱えず当該州における市場価格にて販売委託に使用される装置・機械・器具・設備を買い取らなくてはならない。(2号)

ただし、ディーラーにより契約を更新しない意向の申し出があった場合には、製造業者の全ての補償義務は無効となる。

◆製造業者が無期限契約の破棄の原因を作った場合には、以下の内容をディーラーに対し補償しなくてはならない(第24条)

・契約破棄の日付における消費者向けの現行販売価格にて新品の自動車・付属品・構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。(1号)

・第23条2号(装置・機械等の買い取り)に規定される買い取りを実施しなくてはならない。(2号)

・12カ月と販売委託の実施期間5年間ごとに応じて3カ月を加算した期間に想定される売上の4%を損失・損害として支払わなければならない。なお、ディーラーが契約破棄から2年前に実施した販売委託に関する製品・サービスの売上の為替修正を行った金額をベースに推定する必要がある。(3号)

・製造業者とディーラー間で一時的に取り決められた他の補償についても賠償すること。(4号)

◆製造業者による違反により第21条1項に規定された一定期間の契約の破棄が生じた場合には、以下の条件のもとディーラーは第24条より定められた補償を受け取る権利が発生する。(第25条)

・第24条3項につき、契約の終了までに計画された売上に対し算出された補償額となる。また販売委託が有効期限の2年間にも達していない場合には、契約終了までに得られた売上をベースに推定される。(1号)

・第24条4項につき、契約破棄の終了期限までに義務が果たされていなければならない。(2号)

◆ディーラーが契約破棄の原因を発生させた場合には、当該契約にて最近4カ月で購入された商品の合計金額の5%に対応する補償金を支払わなければならない。(第26条)

◆第23条から第26条の仮定における支払金額は、販売委託の終了日より60日間に支払わなければならない。遅延した場合には、入金期限より通貨価値の修正、法的な利子に則らなくてはならない。(第27条)

## **F. 契約終了のための紛争解決手段**

同法令には契約終了のための紛争解決手段について言及されていない。

## **G. その他代理店もしくは販売店と契約を検討する日本企業が理解しておくべき事項**

◆販売委託業務を目的とした消費者に対するディーラーによる製品・サービスの販売価格の設定に制限はない。（第13条）

◆製造業者はディーラーを経済的・法的・経営的に従属させる条件を行使することや、取引の運営に干渉するような活動を行ってはならない。（第16条1号）

◆同一に設定することのできる金融的な負担や期限において、製造者・ディーラー間の扱いの違いを生じさせてはならない（第16条3号）

◆次に関する規則・手続きを定めるためメーカーとの取り決めに締結すること（第19条）

- ・自動車の保証・点検における対応
- ・製造業者のメーカーブランドの無償での使用
- ・契約期限内において発売された製品の販売委託の包括、販売補助の形態
- ・他の製品の販売、他のサービスの提供
- ・販売区域の固定、ディーラー間の最短距離、支店・施設の開店
- ・様々に区分された地域における構成部品の販売
- ・新規販売委託、契約上の市場状況、既存の販売委託の終了
- ・自動車の割り当て台数、調整、販売補助形態の包括、製造業者による直接販売
- ・商品の注文と供給
- ・ディーラーの在庫
- ・支払時期の修正
- ・商品価格についての費用の徴収
- ・特別なケースにおける修正も含めた販売マージン、購入者の所在地のディーラーへのマージンの割り当てのパーセンテージ
- ・特別な購入者に対する直接販売、ディーラーの仲介なしの製造者による販売の制限、公的機関・外交機関への販売のためのディーラーへの権利の付与、自動車関連事業者の特徴、販売・点検実施におけるマージンの価格、その他手続き上の規則
- ・累積的な違反制度
- ・その他補償の明記
- ・テクニカルサポートの提供と構成部品の販売のための契約
- ・同法令に規定されるその他の要件、一般的な利害関係の判断を下す契約者

◆自動車の製造者・ディーラー間における販売委託は無期限とし、また同法令の規定においてのみ終了することができる。ただし、契約は開始時に限り一定期間に取り決めることができる。その場合5年を下回ってはならず、また契約者が契約終了の180日間前までに、必ず実証可能な文書による通知にて契約を更新しない意向を表明しない限り、自動的に無期限となる。（第21条）

### 3. 最近の法改正動向

現在ブラジルの国会にて審議中である商法の改正法案 2011 年付法案 1,572 号において、代理契約に触れられている。カトリック大学の法学教授ファビオ氏によると、2002 年付 1 月 10 日付民法 10,406 号が制定され、710 条～721 条において代理業に関し規定が行なわれているが、これらの規定が 1965 年付 12 月 9 日付法令 4,886 号で定義される販売代理業と同様の意味であるのか、より一般的な概念で定義されているのかが明確にされておらず、混乱が生じていることから、同法案により民法により規定された代理業を販売代理業と同様の定義としようとして試みている。同法案が議会を通過し制定された場合には 2002 年付民法 10,406 の規定は廃止され、1965 年付法令 4,886 号の販売代理に一本化されることになる。

#### <2011 年法案 1,572 号>

◆代理契約により、協力事業者（代理人あるいは販売代理人）は供給者（代理依頼主あるいは販売代理依頼主）より提供される製品・サービスの購入の注文を取得しなくてはならない。（第 383 条）

◆代理（販売代理契約）契約、また代理人（販売代理人）・代理依頼主（販売代理依頼主）の権利・義務は、特別法の規定に従うこと。（第 384 条）

### 4. 契約の登録に関わる手続き

契約書に署名をした時点で法的な効力を得ることになるため特別な登録は必要としない。過去の判例では口頭による契約も認められたケースも存在する。ただし、追加的に各地域の登記所にて契約書の登記と署名の認識を行うことは可能である。契約の終了および更新にも特別な手続きは必要としない。

## 5. 代理店・販売店と契約を締結する際の留意点

### A. 日本企業にとって法律上有利な点と不利な点

上記までに挙げた3法令より、日本企業（メーカー）にとっての主な有利な点・不利な点につき次の通り分別した。

#### <有利な点>

- ◆販売代理依頼主が要求した場合には、責任範囲の取引の進捗状況につき詳細な情報を提供しなくてはならない。（法令 4,886 号第 28 条）
- ◆販売代理人は販売代理依頼主より書面で承認がない限り、値引き・割引・支払期限の延長を行うことができない。（法令 4,886 号第 29 条）
- ◆販売代理人は取引に関するクレームに注意を払い、販売代理依頼主に対して報告し、クレームに関する予防策を提案する。（法令 4,886 号第 30 条）
- ◆代理人は販売代理依頼主より受取った指示に応じ、課せられた義務において、専念して行動しなくてはならない（民法 10,406 号第 712 条）
- ◆相違する規定がない場合には、代理・流通に関わる全ての費用は代理人・流通業者の負担とする。（民法 10,406 号第 713 条）
- ◆代理人は他の販売代理依頼主のために同類の取引を取り扱う役務を引き受けてもならない。（民法 10,406 号第 711 条）

※自動車の販売委託契約の場合には、以下の点が日本企業にとって有利な点となる。

- ◆販売委託には、メーカーの取り決めによるディーラーによる強制的な構成部品買い取りのパーセンテージの設定を可能とする自動車部品購入の純正指数も含まれる。（法令 6,729 号第 8 条）
- ◆販売代理委託は他の製造業者より製造・供給された新車の販売を禁ずる。（法令 6,729 号第 3 条 1 項 b 号）
- ◆1つの地域に同一メーカーの販売網にて1者以上のディーラーが設定されていてもよい。（法令 6,729 号第 5 条 1 項）
- ◆ディーラーの補償、あるいはメーカー保証によって義務化されているメンテナンスサービスを行う認可サービスの基準・条件についてはメーカーの取り決めによって決定される。（法令 6,729 号第 5 条 4 項）

◆製造業者は次の場合においては新規の販売委託契約を締結することが保証されている。(法令 6,729 号第 6 条)

- ・限定された地域におけるメーカーの新車市場において製造業者と販売網間で決められた契約上の正当な条件が生じた場合。
- ・終了した販売委託による欠如を補完する場合。

◆ディーラーが契約破棄の原因を発生させた場合には、当該契約にて最近 4 カ月で購入された商品の合計金額の 5%に対応する補償金を支払わなければならない。(法令 6,729 号第 26 条)

◆製造業者は、新車の流通を除き、認可サービスの名称のもと自動車修理会社・部品販売業者にサポートサービスの提供あるいは製品の販売の契約を行うことができる。(法令 6,729 号第 28 条)

#### <不利な点>

◆期間が限定された契約書において、期間を一度延長した場合には、暗黙上あるいは自明に、無期限の契約となる。(法令 4,886 号第 27 条 2 項)

◆無期限であるなしに関わらず、契約期間が定められ契約締結から 6 カ月経過していない契約書を引き継ぐ契約書は全て無期限のものとみなされる。(法令 4,886 号第 27 条 3 項)

筆者注：上記法令 4886 号第 27 条 2 項および 3 項につき、連邦区販売代理人地域評議会 (Core-DF) の弁護士によれば、契約書の期間を一度更新あるいは 6 カ月経過していない契約書を破棄し新たに引き継ぎの契約書を設定する場合には、その契約書は必然的に無期限の契約書となり、無期限とせず期限付きの契約とすることはできない。新たに契約を引き継ぐ契約書に契約期限について記載することもできるが、仮に記載したとしても、この条項が規定されているため法的な効力を得ることはない。これは代理人への補償を考慮したもので、短期間での契約書の破棄を継続することで、代理人に対し十分な補償が行なわれない状況が発生しないように規定されている。

◆支払期限につき取り決められていない場合には、販売代理依頼主は税務伝票の写しに則って売上の清算を行った月の次月 15 日までに販売代理人に対しコミッションの支払を行わなければならない。(法令 4,886 号第 32 条 1 項)

◆販売代理人より伝達された提案・注文の拒否を行う猶予期間が代理契約書にて定められていない場合には、次に定められる期間内に文書にて拒否を表明しなかった場合、販売代理依頼主は個々のコミッションを販売代理人に対し支払う義務が発生する。拒否を行う猶予期間として販売代理依頼主の所在地に対し、購入者の住所が同市内の場合

15 日間、同州内で同市外の地域の場合 30 日間、他州の場合 60 日間、外国の場合 120 日間が与えられる。（法令 4,886 号第 33 条）

◆特別な取り決めがない限り、販売代理依頼主は、同様の委託業務で、同じ区域に 1 者以上の代理人を同時に設定してはならない。（民法 10,406 号第 711 条）

◆特別な取り決めがない限りは、代理人・流通業者は、当人が干渉していない取引であったとしても、取り決められた区域内で成立した売買に対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 714 条）

◆代理人・流通業者は、販売代理依頼主が正当な理由なしに、提案書の対応の中止あるいは契約の継続に対し非経済的になるように従わせた場合には、補償を得る権利を所有する。（第 715 条）

◆販売代理依頼主に責任のある事実により売買の成立を断念した場合にも、代理人に対し報酬を支払わなくてはならない。（民法 10,406 号第 716 条）

◆正当な理由により契約の破棄が行なわれた場合においても、受けた被害による損害賠償の発生を差し押さえずに、代理人は販売代理依頼主に対して行われた有効なサービスに対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 717 条）

◆代理人の過失がなく契約の破棄があった場合には、特別法において規定されている補償に加え、代理人は売買未成立の案件も含めて支払義務の発生している報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 718 条）

◆代理人が不可抗力により業務を継続することができなくなった場合には、死亡の場合における相続人に対する権利の相続も含め、代理人はすでに実現された業務に対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 719 条）

**※自動車の販売委託契約の場合には、以下の点が日本企業にとって不利な点となる。**

◆製造業者は定められた期間内にディーラーからの注文に対応しなくてはならない、もし対応しなかった場合には、ディーラーは注文をキャンセルすることができる。（法令 6,729 号第 9 条 2 項、3 項）

◆販売委託業務を目的とした消費者に対するディーラーによる製品・サービスの販売価格の設定に制限はない。（法令 6,729 号第 13 条）

◆製造業者はディーラーを経済的・法的・経営的に従属させる条件を行使することや、取引の運営に干渉するような活動を行ってはならない。（法令 6,729 号第 16 条 1 号）

◆同一に設定することのできる金融的な負担や期限において、製造者・ディーラー間の扱いの違いを生じさせてはならない（法令 6,729 号第 16 条 3 号）

◆自動車の製造者・ディーラー間における販売委託は無期限とし、また同法令の規定においてのみ終了することができる。ただし、契約は開始時に限り一定期間に取り決めることができる。その場合 5 年を下回ってはならず、また契約者が契約終了の 180 日間前までに、必ず実証可能な文書による通知にて契約を更新しない意向を表明しない限り、自動的に無期限となる。（法令 6,729 号第 21 条）

◆第 21 条 1 号にて取り決められた契約の更新を行わない製造業者にはディーラーに対する以下の義務が発生する。（法令 6,729 号第 23 条）

- ・流通網への販売価格にて、新品の自動車・純正として梱包された構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。ただし販売価格は買い取り時の現行価格とする。（1 号）
- ・不動産を除き、製造業者は文書にて購入を定めるか購入の承認を行い、異議を唱えず当該州における市場価格にて販売委託に使用される装置・機械・器具・設備を買い取らなくてはならない。（2 号）

◆製造業者が無期限契約の破棄の原因を作った場合には、以下の内容をディーラーに対し保証しなくてはならない（法令 6,729 号第 24 条）

- ・契約破棄の日付における消費者向けの現行販売価格にて新品の自動車・付属品・構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。（1 号）
- ・第 23 条 2 号（装置・機械等の買い取り）に規定される買い取りを実施しなくてはならない。（2 号）
- ・12 カ月と販売委託の実施期間 5 年間ごとに応じて 3 カ月を加算した期間に想定される売上の 4% を損失・損害として支払わなければならない。なお、ディーラーが契約破棄から 2 年前に実施した販売委託に関する製品・サービスの売上の為替修正を行った金額をベースに推定する必要がある。（3 号）
- ・製造業者とディーラー間で一時的に取り決められた他の補償についても賠償すること。（4 号）

◆製造業者による違反により第 21 条 1 項に規定された一定期間の契約の破棄が生じた場合には、以下の条件のもとディーラーは第 24 条より定められた保証を受け取る権利が発生する。（法令 6,729 号第 25 条）

- ・第 24 条 3 号につき、契約の終了までに計画された売上に対し算出された補償額となる。また販売委託が有効期限の 2 年間にも達していない場合には、契約終了までに得られた売上をベースに推定される。（1 号）
- ・第 24 条 4 項につき、契約破棄の終了期限までに義務が果たされていない限り。（2 号）

◆補償金の支払金額は、販売委託の終了日より 60 日間に支払わなければならない。遅延した場合には、入金期限より通貨価値の修正、法的な利子に則らなくてはならない。  
(法令 6,729 号第 27 条)

## **B. どのような取引ケースで代理店もしくは販売店契約が必要となるか**

法令 4,886 号と民法 10,406 号の次の 2 つの定義より、製品の流通（売買）を請け負う場合も含め、労使関係を所有せずに商品取引を仲介した場合には、同法が適用されることから、代理契約が必要となると想定できる。また流通業務を含め自動車の販売委託を行う場合においては、特別法の法令 6,729 号が適用され、同法令に則った契約を結ぶ必要が生じてくる。

◆労使関係を所有しない個人・法人により、単数あるいは複数人によって、継続的に、製品の提案と注文を代理し、代理依頼主に伝達することで、売買に関する活動を行うか行わないかに関わらず、商品取引の実現のための仲介を実行するもの。（法令 4,886 号第 1 条）

◆代理契約によって、特定の人物は、継続的に、また従属関係を所有せず、報酬と引き換えに、他者のために、特定の区域内で、決められた取引の成立における仲介を、代理人が売買成立のための事柄を実施する意向がある場合には流通を特徴として、促進する義務を負うことになる。（民法 10,406 号第 710 条）

◆陸路用の自動車の流通業務は、契約の規定・条項の取り決めに反することなく、同法令によって規定された製造者と流通業者間の販売委託を通じて実行される。（法令 6,729 号第 1 条）

## **C. 契約終了に伴う補償**

販売代理に関わる 1965 年付法令 4,886 号・2002 年付民法 10,406 号と自動車販売委託に関する 1979 年付 6,729 号により補償内容が異なるため、以下販売代理契約における補償と自動車販売委託契約における補償に分けて記載する。

### **<販売代理契約における補償>**

次に販売代理契約の補償に関わる法令 4,886 号と民法 10,406 号の条項を示す。

これらの条項によると、正当な理由なく無期限あるいは 6 カ月以上経過した契約書の破棄を行う場合、通告者は 30 日前に通告を行うか、最近 3 カ月間において販売代理人

が得たコミッションの3分の1にあたる金額を支払う必要がある。また代理人に対する補償金額はこれまで代理業務を実施した合計報酬の12分の1を下回ってはならないという条件が付く。

一定期間の契約の場合には、この補償金額は代理業務を実施した月のコミッションの平均額に契約期間の月数の半数を掛けた金額となる。

◆正当な理由による契約破棄の条件を除き、契約破棄時による代理人に対する補償は総額が代理業務を実施した期間の中で得られた合計報酬の12分の1を下回ってはならない。（法令 4,886 号第 27 項 j 号）

◆仮に期間限定の契約の場合には、補償金額は契約破棄の日付までに得られた各月の報酬の平均額を契約期間の月数の半数にかけた金額とする。（法令 4,886 号第 27 項 1 号）

◆契約者による無期限に取り決められた契約書あるいは契約開始から6カ月以上経過した契約書に対する正当な理由のない破棄の通告があった場合、契約書内に他の保証内容の記載がある場合を除き、通告者は最低30日前の事前通告あるいは最近3カ月間において販売代理人により得られたコミッションの3分の1と同額の支払が課せられる。（法令 4,886 号第 34 条）

◆代理人・流通業者は、販売代理依頼主が正当な理由なしに、提案書の対応の中止あるいは契約の継続に対し非経済的になるように従わせた場合には、補償を得る権利を所有する。（民法 10,406 号第 715 条）

◆正当な理由により契約の破棄が行なわれた場合においても、受けた被害による損害の発生にかかわらず、代理人は販売代理依頼主に対して行われた有効なサービスに対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 717 条）

◆代理人の過失がなく契約の破棄があった場合には、特別法において規定されている補償に加え、代理人は売買未成立のものについても含めて支払義務の発生している報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 718 条）

◆代理人が不可抗力により業務を継続することができなくなった場合には、死亡の場合における相続人に対する権利の相続も含め、代理人はすでに実現された業務に対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 719 条）

#### <自動車販売委託契約における補償>

次に1979年11月28日付法令 6,729 号の自動車販売委託契約の補償に関する条項を示す。

自動車販売委託契約は基本的に無期限の契約であるが、一回目の契約に対してのみ許される一定期間の契約を行った場合で、製造者が契約の更新を行わなかった時には、製造者は新品の自動車・純正部品（ディーラーへの販売価格）の在庫、不動産以外の販売委託業務のための装置・機械などの買い取りを行わなくてはならない。

また無期限の契約を製造者に都合により破棄を行った場合には、同様に在庫・業務用の装置・機械などの買い取りを行わなくてはならない条件は変わらないが、在庫については最終消費者への販売価格で買い取りを行わなくてはならない。また12カ月間とこれまで販売委託を行ってきた期間5年間ごとに応じて3カ月を加算した期間（例えば契約経過期間が5年であれば、12カ月+3カ月=15カ月）で想定されるディーラーの売上に対する4%の金額を補償金として支払わなくてはならない。

もし一定期間の契約を結び、製造業者の都合により途中で契約破棄を行った場合には、契約の終了までに計画された売上をベースに同様に補償金額が算出される。

ディーラーの都合による契約破棄の場合には、ディーラーは最近4カ月で購入した商品の合計金額の5%に対応する補償金を製造業者に支払わなければならない。

◆一定期間の契約における更新を行わない製造業者にはディーラーに対する以下の義務が発生する。（法令 6,729 号第 23 条）

- ・流通網への販売価格にて、新品の自動車・純正として梱包された構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。ただし販売価格は買い取り時の現行価格とする。（1号）
- ・不動産を除き、異議を唱えず製造業者は文書にて購入を定めるか購入の承認を行い、当該州における市場価格にて販売委託に使用される装置・機械・器具・設備を買い取らなくてはならない。（2号）

ただし、ディーラーにより契約を更新しない意向の申し出があった場合には、製造業者の全ての補償義務は無効となる。

◆製造業者が無期限契約の破棄の原因を作った場合には、以下の内容をディーラーに対し補償しなくてはならない（法令 6,729 号第 24 条）

- ・契約破棄の日付における消費者向けの現行販売価格にて新品の自動車・付属品・構成部品の在庫を買い取らなくてはならない。（1号）
- ・第23条2号に規定される買い取りを実施しなくてはならない。（2号）
- ・12カ月間と販売委託の実施期間5年間ごとに応じて3カ月間を加算した期間に想定される売上の4%を損失・損害として支払わなければならない。なお、ディーラーが契約破棄から2年前に実施した販売委託に関する製品・サービスの売上の為替修正を行った金額をベースに推定する必要がある。（3号）
- ・製造業者とディーラー間で一時的に取り決められた他の補償についても賠償すること。（4号）

◆製造業者による違反により第 21 条 1 項に規定された一定期間の契約の破棄が生じた場合には、以下の条件のもとディーラーは第 24 条より定められた保証を受け取る権利が発生する。（法令 6,729 号第 25 条）

・第 24 条 3 号につき、契約の終了までに計画された売上に対し算出された補償額となる。また販売委託が有効期限の 2 年間にも達していない場合には、契約終了までに得られた売上をベースに推定される。（1 号）

・第 24 条 4 号につき、契約破棄の終了期限までに義務が果たされていなければならない。

◆ディーラーが契約破棄の原因を発生させた場合には、当該契約にて最近 4 カ月で購入された商品の合計金額の 5%に対応する補償金を支払わなければならない。（法令 6,729 号第 26 条）

◆補償金は、販売委託の終了日より 60 日間に支払わなければならない。遅延した場合には、入金期限より通貨価値の修正、法的な利子に則らなくてはならない。（法令 6,729 号第 27 条）

## D. 代理店、販売店契約を作成時に検討すべき事項

契約書を作成する際に検討すべき事項においても、販売代理契約と自動車の販売委託契約とで分け、各項目を示す。

### <販売代理契約における契約書作成時の検討事項>

ここでは法令 4,886 号と民法 10,406 号の契約に関する条項ごとに検討事項に触れて行く。（【検討事項】参照）

◆販売代理契約には一般的な要件とその他の契約者間の合意事項に加え、以下の内容につき必ず記載されていなければならない。（法令 4,886 号第 27 条）

- a) 代理業務の一般的な条件・要件
- b) 代理業務を実施する製品・商品の特有・特殊な指示
- c) 代理業務の契約期間（一定期間・無期限）
- d) 代理業務が実施される独占区域の指示
- e) 独占区域・分野の保証の有無と保証内容（一部/完全保証、保証期間）
- f) 代理業務において売買の成立と販売代理依頼主が販売金額を受け取ったかどうかによって生じる報酬と支払時期
- g) 独占区域の規制が正当化されるケース（条件）
- h) 契約者の義務・責任
- i) 販売代理依頼主に対してのみの独占的な代理業務か否か

j) 第 35 条に記載される場合を除く契約破棄時による代理人に対する補償（総額が代理業務を実施した期間の中で得られた合計報酬の 12 分 1 を下回ってはならない）

【検討事項】上記の項目につき記載が義務付けられているため、確認・検討する必要がある。

◆支払期限につき取り決められていない場合には、販売代理依頼主は税務伝票の写しに則って売上の清算を行った月の次月 15 日までに販売代理人に対し支払を行わなければならない。（法令 4,886 号第 32 条 1 項）

【検討事項】販売代理人に対するコミッションの支払期限につき、特別に要望がある場合には契約書内に明記する必要がある。

◆販売代理人より伝達された提案・注文の拒否を行う猶予期間が代理契約書にて定められていない場合には、次に定められる期間内に文書にて拒否を表明しなかった場合、販売代理依頼主は個々のコミッションを販売代理人に対し支払う義務が発生する。拒否を行う猶予期間として販売代理依頼主の所在地に対し、購入者の住所が同市内の場合 15 日間、同州内で同市外の地域の場合 30 日間、他州の場合 60 日間、外国の場合 120 日間が与えられる。（法令 4,886 号第 33 条）

【検討事項】販売代理人による製品の注文の拒否猶予期間につき、上記に規定される期間以外で定めたい場合には契約書内に明記する必要がある。

◆契約者による無期限に取り決められた契約書あるいは契約開始から 6 カ月以上経過した契約書に対する正当な理由のない破棄の通告があった場合、契約書内に他の補償内容の記載がある場合を除き、通告者は最低 30 日前の事前通告あるいは最近 3 カ月間において販売代理人により得られたコミッションの 3 分の 1 と同額の支払が課せられる。（第 34 条）

【検討事項】無期限あるいは 6 カ月以上経過した契約書の破棄では、販売代理人に最近 3 カ月間分のコミッションの 3 分の 1 と同額の支払を行わなくてはならないが、もし他の補償条件を設定したい場合には、契約書に記載しなくてはならない。

◆契約上の明確な禁止がない場合には、販売代理人は 1 社以上の企業のために活動を行うことができ、他の職務あるいは他の販売網に従事することができる。（法令 4,886 号第 41 条）

【検討事項】契約する販売代理人を自社製品の販売を専門とする販売代理人としたい場合、また定めた販売網のみで活動を行ってほしい場合には、その内容につき契約書に明記する必要がある。

◆特別な取り決めがない限り、販売代理依頼主は、同様の委託業務で、同じ区域に1者以上の代理人を同時に設定してはならない。また代理人は他の提案者のために同類の取引を取り扱う役務を引き受けてもならない。（民法 10,406 号第 711 条）

【検討事項】同地域に1者以上の販売代理人を設定したい場合には、その条件を契約書内に記載する必要がある。

◆相違する規定がない場合には、代理・流通に関わる全ての費用は代理人・流通業者の負担とする。（民法 10,406 号第 713 条）

【検討事項】代理・流通に関わる費用につき代理人・流通業者と合意し、内容を定める必要がある。

◆特別な取り決めがない限りは、代理人・流通業者は、本人が干渉していない取引であったとしても、取り決められた区域内で成立した売買に対する報酬を受け取る権利を所有する。（民法 10,406 号第 714 条）

【検討事項】この場合、例えば製造業者が直接ある地域に製品を販売した場合にも、当該地域の代理人・流通業者に報酬を支払わなくてはならないため、このようなシステムを避けたい場合には特別な取り決めを規定する必要がある。

#### <自動車販売委託契約における契約書作成時の検討事項>

ここでは法令 6,729 号の契約に関する条項ごとに検討事項に触れて行く。（【検討事項】参照）

◆ディーラーの補償、メーカー保証によって義務化されているメンテナンスサービスの実施する認可サービスの基準・条件についてはメーカーの取り決めによって決定される。ただし上記の消費者の自由選択に関する権利を制限するような規定は禁止される。（法令 6,729 号第 5 条 4 項）

【検討事項】ディーラーの補償、メーカー保証によって行われるメンテナンスサービスの基準・条件を検討する必要が生じる。

◆製造業者は次の場合においては新規の販売委託契約を締結することが保証されている。（法令 6,729 号第 6 条）

- ・限定された地域におけるメーカーの新車市場において製造業者と販売網間で取り決められた契約上の正当な条件が生じた場合。
- ・終了した販売委託による欠如を補完する場合。

【検討事項】新規の委託販売契約を行う場合の新車市場の条件を販売網と話し合い決定する必要がある。

◆販売委託には、メーカーの取り決めによりディーラーによる強制的な構成部品買い取りのパーセンテージの設定を可能とする自動車部品購入の純正指数も含まれる。  
(法令 6,729 号第 8 条)

【検討事項】自社の純正部品と他社部品の買い取りのパーセンテージ（純正指数）を検討する必要がある。

◆次に関する規則・手続きを定めるためメーカーと取り決めを締結すること（法令 6,729 号第 19 条）

- ・ 自動車の保証と点検における対応
- ・ 製造業者のメーカーブランドの無償での使用
- ・ 契約期限内において発売された製品の販売委託の包括、販売補助の形態
- ・ 他の製品の販売、他のサービスの提供
- ・ 販売区域の固定、ディーラー間の最短距離、支店・施設の開店
- ・ 様々に区分された地域における構成部品の販売
- ・ 新規販売委託、契約上の市場状況、既存の販売委託の終了
- ・ 自動車の割り当て台数、調整、販売補助形態の包括、製造業者による直接販売
- ・ 商品の注文と供給
- ・ ディーラーの在庫
- ・ 支払時期の修正
- ・ 商品価格についての費用の徴収
- ・ 特別なケースにおける修正も含めた販売マージン、購入者の住所のディーラーへの割り当てのパーセンテージ
- ・ 特別な購入者に対する直接販売、ディーラーの仲介なしの製造者による販売の制限、公的機関・外交機関への販売のためのディーラーの権利の付与、自動車関連事業者の特徴、販売・点検実施におけるマージンの価格、その他手続き上の規則
- ・ 累積的な違反制度
- ・ その他補償の明記
- ・ テクニカルサポートの提供と構成部品の販売のための契約
- ・ 同法令に規定されるその他の要件、一般的な利害関係の判断を下す契約者

【検討事項】上記の項目につき記載が義務付けられているため、確認・検討する必要がある。

◆自動車の製造者・ディーラー間における販売委託は無期限とし、また同令の規定においてのみ終了することができる。ただし、契約は開始時に限り一定期間に取り決めることができる。その場合 5 年を下回ってはならず、また契約者が契約終了の 180 日

間前までに、必ず実証可能な文書による通知にて契約を更新しない意向を表明しない限り、自動的に無期限となる。（法令 6,729 号第 21 条）

【検討事項】自動車の販売委託契約は基本的に無期限であるが、1 回目の契約では 5 年以上の一定期間で契約を行うことも可能であるため、検討の余地あり。

## E. 代理店、販売店契約における代表的な例（雛形）

別添資料「販売代理契約書モデル」にて連邦販売代理人評議会（Confere : Conselho Federal dos Representantes Comerciais）にて公表されている代表的な契約書の雛形を示す。

連邦販売代理人評議会（Confere）：<http://www.confere.org.br/>

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（JETRO）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

JETROは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、JETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。